

砺波市農業委員会 12月総会議事録

開催日時 令和7年12月5日（金）午後2時

開催場所 砺波市役所 3階 大ホール

出席した委員 24名

1番	西原 登	14番	松浦 正一
2番	堀田 敬三	15番	飯田 輝一
3番	吉田 一馬	16番	飯田 真紀
5番	林 政樹	17番	亀永 理恵
6番	前野 久	18番	土田 英雄
7番	石田 智久	19番	中村 栄克
8番	鴨井 克之	20番	満保 雅春
9番	川邊 洋	22番	松原 光雄
10番	舘 和香子	23番	黒田 英嗣
11番	樋掛 雅彦	27番	齋藤 徹
12番	田嶋 和樹	28番	片山 雅喜
13番	森田 修	29番	水野 勢津子

欠席した委員 5名

4番	柴田 泰利	25番	小幡 直也
21番	今井 久人	26番	源通 一郎
24番	山本 渉		

傍聴人

なし

出席した事務局職員 3名

事務局長	小西 啓介	主幹	横山 匡英	主任	深尾 芽生
農業振興課	1名				
農地調整係	主任	平塚 伸治			

付議案件

議事

- 1) 議案第28号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 2) 議案第29号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可について
- 3) 議案第30号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転用許可申請
に対し意見決定について
- 4) 議案第31号 農用地利用集積等促進計画策定の要請について
- 5) 議案第32号 農用地利用集積等促進計画に対し意見決定について

協議

- 1) 協議事項第1号 農用地利用計画の変更について

報告

- 1) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 2) 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について
- 3) 報告第3号 農地法第5条の規定による農地転用許可の取消し願いの
報告について

その他

(開会14:00)

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和7年度・砺波市農業委員会12月総会」を開会いたします。
会議に先立ちまして、川邊会長が開会のご挨拶を申し上げます。

会長 ご苦勞様です。お忙しい中総会に出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて、最近農政で大きなニュースが2つありました。1つ目は、11月29日付けの新聞で、基幹的農業従事者と言われる農業者が5年間で34万人減少し、農業者の数が全国で102万人となったということです。2020年と比べますと25%の減少で、この減少率は1985年以降で最大です。原因については、燃料や肥料・農薬などの生産資材価格の高騰や、猛暑の関係で生産現場が大変疲弊し、高齢者を中心に離農や廃業が加速していったことが要因だと報じられています。

また、2つ目には、12月2日の新聞報道で富山県農業再生協議会より来年の県産米の作付けについて、米の生産目標が報じられています。その中で、米価の影響が見通せないところですが、富山県として目標値は増産とされています。今後、12月19日に砺波市水田農業推進協議会の会議がありますので、各地区へ配分の目標数が提示されると思います。

これらのことから、農業委員会や農業委員の活動は、ますます重要になると思われます。今日も非常に寒い日になりましたけれど、健康に留意されましてご活躍されますようお願い申しあげまして、挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

ここで、ご報告させていただきます。本日は、在任委員29名中24名の出席をいただいております。従いまして、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の総会が成立していることをご報告させていただきます。

この後の進行につきましては、お手元の総会次第に従いまして進めさせていただきます。なお、「会議規則第5条の規定」により、総会の議長は、会長が務めることになっておりますので、川邊会長に議長をお願いしたいと存じます。それでは、よろしく願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に、私から議事録署名委員を指名させていただきます。よろしいでしょうか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 それでは、議席番号6番 前野 久委員・議席番号7番 石田 智久委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。「議案第28号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページをお願いします。

今月の案件は、4件でございます。

(議案書全件朗読)

番号1は、譲受人が中山間地で営農するにあたり、ため池に近い条件のよい農地を確保するため譲り受けます。番号2は、過去に条件付の所有権移転仮登記を行い、現在に至るまで実質上の管理は譲受人が行っていたものです。番号3及び4は、所有者が農地の譲渡を希望していたところ、現在の耕作者と話がまとまったものです。番号4については、経営継承を見据えて後継者が所有権を取得します。

譲受人は、農地法第3条第2項各号に掲げられている「効率的な利用」「農業機械の所有状況」「常時従事者」「地域との調和」のすべての許可条件を満たしています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第28号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 (「はい」の声あり)

議長 黒田委員、どうぞ。

黒田委員 1番について、今年の猛暑で水不足で苦労し、より条件のよい農地を確保し営農していきたい希望があったことから、譲渡人と相談し話がまとまったそうです。ご承認よろしく願います。

委員 (「はい」の声あり)

議長 飯田委員、どうぞ。

飯田輝委員 2番について、譲渡人と譲受人双方の父の代に売買の契約がまとまっていたのですが、5反要件の関係で今まで所有権移転手続きができていなかったものです。今回5反要件がなくなったことから改めて手続きを行います。ご承認よろしく申し上げます。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 樋掛委員、どうぞ。

樋掛委員 3番と4番について、譲渡人は一人暮らしで後継者もないことから農地を譲渡したいという意向がありました。現在の耕作者である譲受人は地区で大規模に営農している経営体です。経営継承を見据えて今回は親子それぞれで分けて取得する形にしています。ご承認よろしく申し上げます。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 石田委員、どうぞ。

石田委員 3番と4番について、親子でそれぞれ取得されるということですが、以前は家族内でも認定農業者と就農者がいたら片方しか取得できなかったかと思うのですが、今回は取得できるのでしょうか。

事務局 農地法上の規定では認定農業者であることや家族内でも片方しか取得できないなどの要件はありませんので、取得は可能です。なお、お子さんは今後の経営継承を見込みまとまった一団の農地を取得して耕作を行い、お父さんが取得する分は現在お父さん名義で借り受けて耕作している農地の仲間田にあたる部分で、引き続きしばらくお父さんが耕作していく農地となります。

議 長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第28号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第29号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の2ページをお願いします。
今月の案件は、1件でございます。

(議案書全件朗読)

貸付人は、農業者年金の経営移譲年金を受給しています。経営移譲年金は、受給するときに、自分の名義で所有又は借り入れして営農をしている農地について、後継者か第三者に所有権を移転するか、貸付することで農業経営から引退することが必要となります。今回は、10年前に経営を移譲した際に後継者に設定した使用貸借権の期間が満了を迎えることから、再度設定するものです。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第29号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 (「はい」の声あり)

議長 松浦委員、どうぞ。

松浦委員 借受人は貸付人の息子さんで、ぶどう園を営んでいます。経営継承当初に設定した10年間の使用貸借権の期間が過ぎたので、今後も営農を継続することから再度10年間の権利を設定するものです。ご承認よろしくお願います。

議長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第29号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第30号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転用許可申請に対し意見決定について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の3ページをお願いします。
今月の案件は、3件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添資料の1ページから5ページまでと併せてご覧ください。

申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。申請者は、生活及び交通の利便性が高い市街地において住宅建築を計画しています。

(議案書番号2朗読)

別添資料の6ページから10ページまでと併せてご覧ください。

申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。申請者は、生活及び交通の利便性が高い市街地において住宅建築を計画しています。

(議案書番号3朗読)

別添資料の11ページから15ページまでと併せてご覧ください。

申請地は公共施設整備済区域内にあり、農地区分は「第2種」になります。農地転用の許可基準は、「代替可能性無し」に該当します。申請者は、生活及び交通の利便性が高い市街地において共同住宅建築を計画しています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 　ただ今、事務局より説明のありました「議案第30号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 　(「はい」の声あり)

議長 　西原委員、どうぞ。

西原委員 　3番について、以前の総会で農振除外の審議をされ承認された案件です。農地を相続した所有者は農地として利用することが難しく、市街地に近く共同住宅の需要がある地域であったことから譲受人が共同住宅の建築を計画しているものです。ご承認よろしく申し上げます。

議長 　他にご質問等はございませんか。

ご質問等がないようですので、採決を行います。

ただ今の「議案第30号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第31号 農用地利用集積等促進計画策定の要請について」事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の4ページをお願いします。
この議案は、農地中間管理機構が実施する「農地売買等事業」を行うために必要な手続きを要請するものです。

「農地売買等事業」とは、中間管理機構が農地等を買入れ、認定農業者等に売り渡す事業です。事業を活用する際には、売渡し相手の要件やおおむね1ha以上の団地化要件、買入れ価格などに条件があります。登記手続きは中間管理機構が行う、所得税や登記の際の登録免許税が軽減されることなどが事業活用のメリットです。

今回の申請は、認定農業者である譲受人が、自己所有地の仲間田を取得するもので、売渡相手方要件と団地化要件を満たしています。価格についても、面積が小さいことや仲間田であることを考慮に入れ、固定資産評価額と同程度として中間管理機構と協議し了承を受けています。

議案の承認後、中間管理機構に「農用地利用集積等促進計画」策定を要請し、12月末に富山県が公告手続きを行います。その後、中間管理機構が所有権移転の手続きを進める予定です。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第31号」について、補足説明やご質問等がありましたら挙手願います。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 樋掛委員、どうぞ。

樋掛委員 事業の相手方要件に、おおむね1ha以上の団地形成とありますが、今回の案件は農地バンクを通したものですが、一般のバンクを通さないものについてもこの要件はあるのでしょうか。

事 務 局 一般の売買はいつも農地法第3条の許可申請について審議いただいて

いますが、団地化の要件は特にありません。この事業の活用の際には税金の軽減や登記手続きは中間管理機構が負担するなど補助があるため、様々な要件が定められています。

議 長 他にご質問等はありませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第31号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第32号農用地利用集積等促進計画に対し意見決定について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の5ページから11ページをお願いします。
10月末締め切りの農地中間管理事業は、49件、180筆、約35haの申し込みがありました。12月末に公告を予定しています。
以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第32号」について、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

(「なし」の声あり)

議 長 ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第32号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、協議事項に入ります。協議事項第1号 農用地利用計画の変更について、事務局より説明願います。

事務局 議案書の12ページをお願いします。
令和7年10月に受け付けた「農用地区域からの除外願」は2件となっております。

(除外案件番号1朗読)

除外案件別添資料の1ページから8ページまでと併せてお願いします。
願出者は、親の看護と子の監護を親に依頼するため本家住宅と近い場所に分家住宅を計画しています。

(軽微な変更案件番号1朗読)

除外案件別添資料の1ページから8ページまでと併せてお願いします。
願出者は、親の看護と子の監護を親に依頼するため本家住宅と近い場所に分家住宅を計画しています。それに伴い、用水路の付け替えを行うものです。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 　　ただ今、事務局より説明のありました「協議事項第1号」について、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

委 員 　　(「はい」の声あり)

議 長 　　松浦委員、どうぞ。

松浦委員 　　分家住宅を計画する際に敷地が不足することから隣接農地について農振除外を申請するものです。あわせて、用水路が宅地内を通ることになるため付け替えを行います。ご承認よろしく申し上げます。

議 長 　　他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「協議事項第1号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 　　全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、報告事項に入ります。
報告第1号から報告第3号について、事務局より説明願います。

事 務 局 　　(報告第1号・第2号・第3号説明)

議 長 　　ただ今、報告を受けた報告内容についてご意見・ご質問等はありませんか。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 堀田委員、どうぞ。

堀田委員 農地転用の取消について、農地の現状はどうなっているのでしょうか。
また、近隣で事業が継続できず転用の許可が下りたが手つかずの田んぼ
が有り、雑草が生え放題となっている。どうすれば良いか？県から指導は
入らないのか。
それと今回この後の耕作はどうなるのでしょうか。併せてお願いします。

事 務 局 造成工事の前で現状は農地のまま少し雑草が生えた状態になっていま
す。今回は取消ということで、以前の耕作者との間で話がまとまったため、
今後は再度中間管理事業による貸借を行い引き続き、耕作していただける
予定になっています。
委員がおっしゃられた案件については、事業継続中とみなしますので県
からの指導については、特にありません。

堀田委員 最近、こういった事例が多いような気がします。

事 務 局 正当な事由があれば、特に問題なく受付し、取消の事務処理をしていき
ます。
指導やペナルティについては、県に相談してみます。

堀田委員 地域の転作の扱いについてはどうなるのでしょうか。

事 務 局 農地扱いなので転作対象面積に考慮されます。

議 長 他にご質問等はありませんか。
ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせて
いただきます。
これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。
これにて閉会いたします。

(閉会 14 : 45)